

建設業許可を受けた後の注意

茨城県土木部

(平成21年4月)

茨城県知事の許可を受けたら

次のことを必ず守ってください。

1. 交付された許可通知書の記載事項に誤りがないか、申請した内容と合致しているかご確認ください。

許可通知書の再発行はいたしません。

万一、紛失したり破損してしまった場合には、許可証明書を発行いたします。

(5 ページ参照)

2. 許可の有効期間は5年間です。

有効期間は許可を受けた日から5年後の対応する日の前日までです。

例えば、許可年月日が平成20年5月10日の場合、有効期間は平成25年5月9日までです。

引き続き建設業の許可を受ける業者は、有効期間の満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。

3. 許可の有効期間中に変更が生じた場合には、必ず定められた期間内に変更届を提出してください。

提出部数は、正本(1部)、写し(2部)です。

(2 ~ 3 ページ, 表1 参照)

4. 事業年度を終了した場合は、必ず4ヶ月以内に事業年度終了の届出を提出してください。

提出部数は、正本(1部)、写し(2部)です。

(5 ページ参照)

建設業許可の有効期間内に提出すべき全ての「事業年度終了の届出」が提出されていない場合は、建設業の許可の更新が受けられません。

5. 許可を受けた建設業を廃業した場合(一部の業種の廃業を含む)には、廃業届を提出してください。

(5 ページ参照)

6. 許可標識を店舗並びに工事現場に掲示してください。

(7 ~ 8 ページ参照)

表1

変更等の届出の提出期限と必要な書類

1 事実発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項		提出書類	備考	郵送
経営業務の管理責任者	経営業務の管理責任者を変更したとき	経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号)	必要により、欠格要件に該当しない旨の証明書、登記簿謄本、契約書等の確認資料を添付すること	
	経営業務の管理責任者の氏名が、婚姻等により変更になったとき	経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号) 戸籍抄本又は住民票の抄本		可
	経営業務の管理責任者の基準を満たさなくなったとき	届出書(様式第22号の3)		
専任技術者	営業所の専任技術者を変更したとき	専任技術者証明書(新規・変更) (様式第8号(1)) 保有資格を証明する書類 ・技術検定合格証明書等資格証明書 ・実務経験証明書(様式第9号) ・卒業証明書 ・指導監督の実務経験証明書 (様式第10号)	・保有資格を証明する書類は、資格の証明に必要なものを提出すること ・新たに専任技術者となる者の常勤性確認資料を添付すること	
	営業所の専任技術者の氏名が、婚姻等により変更になったとき	専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) 戸籍抄本又は住民票の抄本		可
	営業所の専任技術者の基準を満たさなくなったとき	届出書(様式第22号の3)		
新たに令第3条に規定する使用人を置いたとき		変更届出書(様式第22号の2) 誓約書(様式第6号) 略歴書(様式第13号)	欠格要件に該当しない旨の証明書、常勤性・権限の確認資料を添付すること	可
欠格要件(法第8条第1号及び第7号から第11号)のいずれかに該当するに至ったとき		届出書(様式第22号の3)		

2 事実発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項		提出書類	備考	郵送
商号又は名称を変更したとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書		可
既存の営業所について、 ・ その名称 ・ 所在地 ・ 営業所において営業を行う建設業の種類のいずれかを変更したとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書		可
資本金額(又は出資金額)に変更があったとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書 株主調書(様式第14号)		可
役員、個人事業主又は支配人の氏名に変更があったとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別紙1	別紙1は、法人の場合添付する	可
新たに役員、支配人となった者がいるとき		変更届出書(様式第22号の2) 誓約書(様式第6号) 略歴書(様式第12号) 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別紙1	・ 欠格要件に該当しない旨の証明書を添付すること ・ 別紙1は、法人の場合添付する	可

営業所を新設したとき	変更届出書（様式第 22 号の 2） 当該営業所の代表者に関する書類 ・誓約書（様式第 6 号） ・令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号） ・略歴書（様式第 13 号） 当該営業所の専任技術者に関する書類 ・専任技術者証明書（新規・変更）（様式第 8 号(1)） ・技術検定合格証明書等の資格証明書，実務経験証明書（様式第 9 号），指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号），卒業証明書等，保有資格等を証する書類 登記事項証明書	・専任技術者の保有資格等を証する書類は，必要な書類のみを提出すること ・専任技術者の常勤性確認資料を添付すること ・営業所に関する確認資料を提出すること ・新たに令第 3 条の使用人を置いたときの提出書類及び確認資料を提出すること	
------------	---	--	--

3 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後 4 ヶ月以内に届出）

提出書類	株式会社		その他 の法人	個人 事業主	備考	郵送
	社	特例有限会社				
変更届出書（別紙 8）						可
工事経歴書(様式第 2 号)						
直前 3 年の各事業年度における工事施工金額(様式第 3 号)						
貸借対照表 (様式第 15 号又は第 18 号)					法人は様式第 15 号，個人は様式第 18 号を使用すること	
損益計算書 (様式第 16 号又は第 19 号)					法人は様式第 16 号，個人は第 19 号を使用すること	
株主資本等変動計算書 (様式第 17 号)					法人のみ	
注記表(様式第 17 号の 2)					法人のみ	
事業報告書					様式は任意 株式会社（特例有限会社を除く）のみ作成すること	
附属明細書 (様式第 17 号の 3)					株式会社のうち，以下のいずれかに該当する場合のみ提出 ・ 資本金の額が 1 億円超であるもの ・ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの	
納税証明書					原本を提出する。課税がない場合も提出する。 大臣許可：法人税又は所得税に係る納税証明書 知事許可：事業税に係る納税証明書	
使用人数（様式第 4 号）						
令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）						
国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第 11 号の 2）					新たに技術者を追加する場合は，常勤性確認資料，資格者証等を提出すること	
定款				-		

：必ず提出 ：必要な場合に提出 ：変更があった場合に提出

表2

新規，更新又は業種追加の許可を申請する場合必要な書類

様式番号	書類の名称	新規	更新	業種追加
第1号	建設業許可申請書			
別紙1	役員の一覧表	法人のみ	法人のみ	法人のみ
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)			
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)			
別紙3	収入印紙，証紙等貼付欄			
第2号	工事経歴書			
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額			
第4号	使用人数			
第6号	申請者・役員・令第3条の使用人が欠格要件に該当しないことの誓約書			
-	成年被後見人，被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない証明書			
第7号	経營業務の管理責任者証明書			
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)			
第8号(2)	" (更新)			
-	専任技術者の卒業証明書			
第9号	専任技術者の実務経験証明書			
-	専任技術者の資格証明書			
第10号	指導監督的実務経験証明書			
-	特定建設業の専任技術者に係る資格証明書			
第11号	令第3条に規定する使用人(支配人等)一覧表			
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表 (新規・変更・追加・削除)			
第12号	許可申請者(法人役員・本人・法定代理人)の略歴書			
第13号	令第3条に規定する使用人(支配人等)略歴書			
-	定款	法人のみ	変更あるとき	
第14号	株主(出資者)調書	法人のみ	変更あるとき	
第15号	法人用の貸借対照表	法人のみ		
第16号	法人用の損益計算書・完成工事原価報告書	法人のみ		
第17号	株主資本等変動計算書	法人のみ		
第17号の2	注記表	法人のみ		
第17号の3	附属明細表	法人のみ		
第18号	個人用の貸借対照表	個人のみ		
第19号	個人用の損益計算書	個人のみ		
-	商業登記簿謄本		変更あるとき	
第20号	営業の沿革			
第20号の2	所属建設業者団体		変更あるとき	
-	納税証明書，納付すべき額及び納付済額			
第20号の3	主要取引金融機関名		変更あるとき	

経營業務の管理責任者及び専任技術者，国家資格者等の技術者の常勤性の確認は，社会保険等で行います。

許可証明書について

許可証明書は、県庁監理課及び各土木事務所（水戸，常陸大宮，潮来，土浦，筑西）において発行いたします。

建設業許可証明書交付申請書に必要事項を記入して提出してください。

【証明書の交付に必要なもの】

許可申請書に押印した印鑑（法人の場合は代表者印）

申請書に押印した印鑑でないと許可証明書は発行できませんのでご注意ください。

（代理人の場合は委任状をご持参ください。）

証明書1通につき，400円の手数料がかかります。

事業年度が終了した場合の届出（4ヶ月以内）

事業年度終了後は4ヶ月以内に別紙8（9ページ）により変更届を管轄土木事務所に提出してください。

廃業等の届出について

次の表の左欄に掲げる事項については，30日以内に廃業届（様式第22号の4）を提出してください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 許可を受けた個人事業主が死亡したとき	その相続人
2 法人が合併により消滅したとき	その役員であった人
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときはその役員 個人であるときはその者

また，次の場合には30日以内に廃業届を提出し，新たに許可を申請してください。

（1）事業主の死亡等により，事業を継承したとき

（2）個人事業を廃業し，新たに法人を設立したとき

（3）法人を解散（合併）して，新たに法人を設立したとき

特定建設業の許可を，一般建設業の許可にする場合には，特定建設業の許可の廃業が必要になります。

変更・廃業届の提出方法について

変更等の届出のうち，表1で郵送を「可」としているもの，及び廃業等の届出（一部廃業を除く）は郵送による提出も受け付けています。未達等のトラブルを防止するため，書留郵便で管轄の土木事務所あて送付してください。なお，郵送の際は，送付表（同封の提出書類，確認資料の一覧を記載したもの）及び返信用封筒（切手を貼付）を同封のうえ送付願います。

手数料について

手	新規の許可	9 万円
数	許可の更新・業種追加	5 万円
料	許可証明書	400円

手数料は一般，特定それぞれ別々にかかります。

手数料は茨城県収入証紙で納めてください。ただし，許可証明書手数料は，現金で納めてください。

申請書・変更届の販売先等

(1) 販売先

(社)茨城県建設業協会 〒310-0062 水戸市大町3-1-22
029-221-5126

各支部においても販売しております。

(2) 申請様式ダウンロードサービス

インターネットをご利用の方は，茨城県ホームページの「土木部監理課建設業担当ホームページ」でダウンロードできます。

監理課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/>

申請書類及び変更等の届出の提出先と問い合わせ先

土木事務所等名称	所在地・電話番号	管轄地域
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-225-1316	水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2 0295-52-3151	日立市，常陸大田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1 0299-62-3724	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
土浦土木事務所	土浦市中高津 3-11-5 029-822-4340	土浦市，石岡市，龍ケ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，かすみがうら市，稲敷市，つくばみらい市，稲敷郡，北相馬郡
筑西土木事務所	筑西市二木成 615 0296-24-9252	古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，結城郡，猿島郡
茨城県土木部監理課 (問い合わせのみ)	水戸市笠原町 978-6 029-301-4334	

標 識 の 設 置

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場毎に、公衆の見やすい場所に次に示す標識を掲げなければなりません。（建設業法第40条）

＜建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合＞

35
cm
以
上

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許可年月日
		国土交通大臣 許可()第 号 知事	
		国土交通大臣 許可()第 号 知事	
		国土交通大臣 許可()第 号 知事	
この店舗で営業 している建設業			

← 40cm以上 →

記載要領 「国土交通大臣」「知事」については、不要のものを消すこと。

<建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合>

40 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の 氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証 交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 許可()第 号 知事	
	許可年月日			
	40cm以上			

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2. 「専任の有無」欄は、法第26条第3号の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
3. 「資格名」欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4. 「資格者証交付番号」欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5. 「許可を受けた建設業」欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6. 「国土交通大臣」「知事」については、不要のものを消すこと。

変 更 届 出 書

平成 年 月 日
許可年月日 平成 年 月 日

地方整備局長 殿 許可番号 国土交通大臣 許可(-)第 号
茨城県知事 茨城県知事

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 印

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、
別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表
(5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)法人税納付済額証明書 (8)所得税納付済額証明書
(9)事業税納付済額証明書 (10)使用人数 (11)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12)国家資格者等・監理技術者一覧表 (13)定款

記載要領

1. 「地方整備局長 「国土交通大臣
茨城県知事」, 茨城県知事」 については、不要のものを消すこと。
2. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を でかこむこと。

建設業者の皆様へ

【建設業法の遵守について】

建設業法に違反した場合、建設業法第 28 条に規定する**監督処分(営業停止等)**や発注者が行う**指名停止処分**の対象となります。建設業法の遵守、特に以下のような違反にならないよう十分に留意し、適切な施工体制をとられるようお願い致します。

<元請・下請間の請負契約における法令違反>

- 請負契約を書面で結ばずに、口頭で済ませる行為
- 建設業の許可のない業者と、建設業の許可が必要な金額の請負契約を結ぶ行為
- 特定建設業の許可のない者が下請業者と総額 3000 万円（建築一式においては 4500 万円）以上の請負契約を結ぶ行為
- 一括下請負に該当する請負契約を結ぶ行為
- ～ のいずれの行為においても**契約当事者双方が処分の対象**となります。

<工事の施工における法令違反>

- 主任技術者・監理技術者の専任性を要する工事における専任性の不備
- 主任技術者・監理技術者に関する虚偽報告（名義貸し等）
- 施工体制台帳・施工体系図作成を要する工事における当該書類の不備

<建設業の許可申請・経営事項審査申請における法令違反>

- 建設業許可の申請書及び関係資料における虚偽
- 経営事項審査の申請書及び提示資料における虚偽
- 変更届等における虚偽

<その他（建設業法以外）の違反>

- 県工事における契約違反
（共通・特記仕様書違反、
不正軽油使用、過積載等）
- 刑法違反・独占禁止法違反
（競売入札妨害、談合、贈収賄等）
- 暴力団や暴力団関係者の使用・利益供与等

**違反した場合、
監督処分(営業停止等)
や指名停止処分に！**

【問合せ先】茨城県土木部監理課建設業担当

- ・ 建設業法、許可、施工体制等に係る問い合わせ TEL：029 - 301 - 4334
- ・ 経営事項審査に係る問い合わせ TEL：029 - 301 - 6342